

令和 7 年
第 3 回臨時会
会 議 録
(第 1 号)

令和 7 年 4 月 1 7 日

令和7年第3回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)

◎期日及び場所

令和7年4月17日(木) 10時00分 江差町役場 議場

◎議事日程

- | | | |
|------|--------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| | [町 長 行政報告] | |
| 日程第3 | 報告第1号 | 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について |
| 日程第4 | 承認第2号 | 令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算
(第5号)の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第5 | 承認第3号 | 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を求めることについて |
| 日程第6 | 承認第1号 | 令和6年度江差町一般会計補正予算(第16号)の専
決処分の承認を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第1号 | 令和7年度江差町一般会計補正予算(第1号)につい
て |
| 日程第8 | 議案第2号 | 委託契約の締結について |

◎会議に付した事件

- | | | |
|------|--------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| | [町 長 行政報告] | |
| 日程第3 | 報告第1号 | 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について |
| 日程第4 | 承認第2号 | 令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算
(第5号)の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第5 | 承認第3号 | 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を求めることについて |
| 日程第6 | 承認第1号 | 令和6年度江差町一般会計補正予算(第16号)の専
決処分の承認を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第1号 | 令和7年度江差町一般会計補正予算(第1号)につい
て |
| 日程第8 | 議案第2号 | 委託契約の締結について |

◎出席議員（10名）

議	長	萩	原	徹
副	議	塚	本	眞
議	員	打	越	東
		飯	田	隆
〃		小	野	寺
〃		小	梅	洋
〃		西	海	谷
〃		出	崎	太
〃		大	門	和
〃		増	永	一
				彦

◎欠席議員（2名）

議	員	室	井	正	行
〃		田	畑	豊	利

◎出席説明者

町	長	照	井	誉	之	介
副	町	田	畑			明
教	育	出	崎	雄		司
総	務	岸	田	礼		治
総	務	兵	庫	谷	友	美
総	務	伊	藤			公
まちづくり推進課	長	布	施	順		司
財 政 課	長	長	尾	恵		一
町民福祉課	長	国	仙	敏		孝
健康推進課	長	中	澤	貴		徳
産業振興課	長	畑		竜		哉
産業振興課参事		久	保	田	栄	徳
追分観光課	長	宮	津	宗		介
建設水道課	長	岸	田	雄		治
高齢あんしん課	長	畑			明日香	
出 納 室	長	岸	田	真	由	美
学校教育課	長	秋	山	悦		子
社会教育課	長	安	田	克		臣

総務課主幹
まちづくり推進課主幹

森 直 彦
明 上 真 也

(議会事務局)

局 長
書 記

梅 川 年 代
木 下 和 樹

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員数は、10名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和7年第3回江差町議会臨時会を開催致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、1番、増永議員、2番、大門議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

(議長)

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨に、議会運営委員会副委員長から報告がありました。

従いまして、今臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(行政報告)

北の江ノ島拠点施設(仮称)道の駅かもめ島整備事業に係る事業公募についてご報告申し上げます。

(仮称)道の駅かもめ島整備事業につきましては、令和7年2月28日に募集要項等を公表し、事業者の募集を開始したところでございます。4月11日を参加表明書の受付期限としておりましたが、10事業者で構成される1グループから参加表明書の提出がございました。募集要項でお示ししております選定スケジュールに従いながら、事業者選定の手続きを進めて参りますが、今後、提案書の提出がなされた段階などにおいても、議会に報告して参ります。

尚、この事業の実施にあたり、国からの交付金として、社会資本整備総合交付金と新しい地域経済生活環境創生交付金の活用を想定しているところですが、いずれの交付金につきましても、要望通り令和7年度分の内示がございましたので、併せてご報告致します。

次に寄附採納について、ご報告申し上げます。

令和7年3月19日、江差町字中歌町に事務局を置く、江差ライオンズクラブ会長 片石 明彦 様より、地域における青少年育成事業の一環として、江差町立小学校の令和7年度新入学児童に対し、文房具30セットのご寄贈がありました。

続きまして、令和7年3月19日、江差町字茂尻町に事務所を置く、第一生命保険株式会社、札幌総合支社江差営業オフィス 機関長 遠藤 博明 様より、江差町立小学校の令和7年度新入学児童に対し、感染予防に向けた地域支援活動として、タオルチーフ25枚のご寄贈がありました。

ご寄贈頂きました文房具並びにタオルチーフにつきましては、各小学校を通じて新入学児童全員へ配付し活用させて頂きます。

令和7年3月31日、江差町字姥神町26番地1、江差グリーンエナジー株式会社代表取締役 今村 久代 様より、現金300万円のご寄附がございました。

同社は、令和5年2月6日より元山地区において、江差風力発電所の営業運転を開始、地域の風資源を利用して江差風力発電所を運営させて頂いていることから、発電で得た収益の一部を江差町の地域振興や教育の分野で役立てて頂きたいとの申出があったものでございます。同社によるご寄附は3回目で、合わせて900万円となりました。

頂いたご厚志につきましては、江差町かもめ島交流拠点づくり基金に積み立て、北

の江の島構想拠点施設整備事業など地域振興に活用させて頂く事とし、令和7年3月31日付けで補正予算の専決処分をさせて頂いたところでございます。

以上、ご寄附がございましたことをご報告申し上げますとともに、改めましてご厚志に厚くお礼申し上げます。

（議長）

以上で、行政報告を終わります。

（議長）

日程第3、報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」（提案理由）

報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和7年4月2日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い致します。

「建設水道課長」

建設水道課長。

（議長）

建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）

おはようございます。（「おはようございます」の声。）

それでは私の方から説明致します。議案書2ページをご覧ください。

1の当事者でございますが、甲は江差町長、乙はA氏でございます。

2の事案の概要です。

令和7年3月8日に甲が管理しております、町道埠頭1号通りの集水枳グレーチング蓋の枳が腐食劣化により固定されておらず、乙の所有する車両が乗り上げた際に、跳ね上がり、当該車両の燃料体タンクに亀裂を生じさせたものでございます。この事案に伴いまして、甲及び乙は、本件に起因する損害を甲の責任において損害賠償することとして交渉を進め、和解する事で合意を得たものでございます。

3、和解の概要です。

甲は乙が被った被害、6万飛び693円について賠償する義務があることを認め、甲が加入しております、全国町村会賠償補償保険により修繕等の金額を支払うものでございます。

また、乙は甲に対し、今後、物件損害及びこれに伴う一切の債権債務関係ないことを確認したところでございます。

今後こう言った事案を防げるよう、より一層町道の維持管理に努めて参ります。説明は以上です。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

日程第4、承認第2号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

承認第2号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙の通り専決処分致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

財政調整基金積立金事業に係る経費の補正につきまして、令和7年3月31日付をもって専決処分致し、専決処分したものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「健康推進課長」

健康推進課長。

（議長）

健康推進課長。

「健康推進課長」（補足説明）

それでは、承認第2号につきまして、補足説明をさせていただきます。

当該特別会計基金管理口座の定期預金金利の上昇に伴いまして、当初予算で見込んでいた以上に利子が生じたため、これを財政調整基金積立金とするものでございます。

補足説明は以上です。よろしくお願い致します。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第2号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第5、承認第3号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第3号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部改正に伴い、令和7年4月1日に専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「税務課長」

税務課長。

(議長)

税務課長。

「税務課長」(補足説明)

それでは、承認第3号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案書は27ページから33ページ、臨時会資料については、3ページから25ページの資料2となります。

本改正につきましては、令和7年度の地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、4月1日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容についてご説明致します。

1点目は、個人町民税の関係でございます。

新たに19歳から22歳までの大学生年代の子などを対象とする特定親族特別控除が創設され、特定親族の合計所得が85万円までは、扶養義務者である親などが特定扶養控除と同額の所得控除を受けられ、合計所得金額が85万を超えた場合でも、扶養義務者である親などが受けられる控除の額が、段階的に低減する仕組みが創設されたことによる改正規定となっております。

2点目は、軽自動車税の関係でございます。

現行の50cc原付バイクについては、令和7年11月の排ガス規制の適合の関係により、今後、生産販売の継続が困難となるため、総排気量が125cc以下、かつ最高出力が4kw以下、50cc相当に制御した新基準の原付バイクが生産販売されることに伴い、軽自動車税種別割の税率を2,000円とするものでございます。

また、マイナ免許証の運用開始に伴い、軽自動車税の減免申請時の確認に必要なマイナ免許証の提示義務の規定を整備した内容となっております。

3点目はたばこ税の関係です。

加熱式たばこの税率を段階的に引き上げ、紙巻きたばこ税負担差を解消するため、当分の間の措置として課税方式の見直し規定を附則条文に新設したものでございます。

最後に施行日でございますが、この一部改正条例は、令和7年4月1日から施行することになりますが、個人町民税関係の特定親族特別控除、大学生年代の子の関係につきましては令和8年1月1日から、たばこ税の関係につきましては、令和8年4月1日からの施行となります。

以上が一部改正の主な内容となっておりますので、ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第3号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、承認第3号については、承認のとおり承認されました。

(議長)

日程第6、承認第1号、令和6年度江差町一般会計補正予算（第16号）の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

承認第1号、令和6年度江差町一般会計補正予算（第16号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

珠洲市災害支援寄附代理受入等に係る経費の補正につきまして、令和7年3月31日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

（議長）

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

おはようございます。（「おはようございます」の声。）

それでは承認第1号について、補足説明を致します。

議案書5ページの補正予算構成表をご覧ください。

はじめに、珠洲市災害支援寄附代理受入事業です。臨時会資料1も併せてご覧ください。

本事業は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震及び同年9月21日から23日にかけて発生した能登半島豪雨により、甚大な被害を受けた町の友好都市である石川県珠洲市に対して、町が行ったふるさと納税代理寄附に係るものです。

この間、珠洲市の復旧支援のため、地震災害については昨年1月10日から、豪雨災害については9月26日から代理寄附を実施して参りました。地震災害の寄附金につきましては、令和5年度分として昨年3月31日時点で一度区切り、1,266万5千円を送金しておりますが、今回は、両災害分を合わせて、令和6年度分を送金するための手続きとして、ふるさと応援基金積立及び寄附受領証明書発送経費を補正したものでございます。

寄附金額につきましては、地震災害が247万4千円、豪雨災害が310万9千円、合計で558万3千円となりました。

本件、3月31日付けで寄附金額が確定しましたことから、議会を招集する暇がないため、同日付けで専決処分したものでございます。補正額は、567万7千円です。

次に、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立及び江差町かもめ島交流拠点づ

くり基金積立につきまして、関連がございますので一括して説明させていただきます。

本件は、いずれも地域振興を図るべく、北の江の島事業推進のために指定寄附として受領したもので、企業版ふるさと納税地方創生基金については、町外に本店を置く中西電機工業株式会社様、SSKファシリティーズ株式会社様の2事業者、かもめ島交流拠点づくり基金については、先ほど行政報告致しました江差グリーンエネルギー株式会社様からのご寄附を積み立てるものです。

いずれの寄附金も年度末に受領したもので、指定寄附であるため、早急に当該基金へ積み立てる必要がありますことから、3月31日付けで専決処分したものでございます。補正額は、企業版ふるさと納税地方創生基金積立が150万円、かもめ島交流拠点づくり基金積立が300万円です。

以上、第16号補正予算全体の合計額は、1,017万7千円となりました。財源内訳はご覧のとおりです。

説明は以上です。ご審議のうえ、ご承認頂きますよう宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第16号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第7、議案第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正につきましては、珠洲市災害支援寄附代理受入事業等に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ708万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、67億4,108万3千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第1号について、補足説明をさせていただきます。

議案書37ページの補正予算構成表をご覧ください。

はじめに、珠洲市災害支援寄附代理受入事業です。

本事業は、先ほど承認第1号でご承認頂いたもので、町が令和6年度に代理受付した能登半島地震及び能登半島豪雨に対する寄附金額の全額を、江差町ふるさと応援寄附金条例に基づき、同基金から取り崩し、一般会計へ繰り入れたうえ、珠洲市へ送金

するものです。補正額は、５５８万３千円です。

なお、代理寄附につきましては、当面の間、受け付けを継続することとしております。

次に、コミュニティ助成事業地域防災組織育成助成事業です。臨時会資料３も併せてご覧下さい。

本事業は、町による間接補助事業となりますが、平成２３年２月に自主防災組織である防災部を設立した柏町団地町内会が行う自主防災活動の一環として取り組まれるもので、町の除雪では行き届かない地域の避難路等を除雪するために、ロータリー式小型除雪機２台を整備し、安全安心のまちづくりと日常的なコミュニティ形成を図ります。補正額は、１５０万円。その他特定財源は、一般財団法人自治総合センターの地域防災組織育成助成です。

以上、第１号補正予算全体の合計額は、７０８万３千円となりました。財源内訳はご覧のとおりです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第１号、令和７年度江差町一般会計補正予算（第１号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第2号、委託契約の締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第2号、委託契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の委託契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、

契約の目的 令和7年度防災情報伝達システム整備委託業務

業務場所 江差町全域

契約の方法 特命随意契約

契約の金額 4億6,035万円

契約の相手方 北海道札幌市北区北10条西3丁目9-2

株式会社NTTデータ北海道 代表取締役社長 植村 隆弘

でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

おはようございます。

ただいま町長の方から説明を頂きました。本案件につきましては、3月議会において提案され承認を受けたものでございます。契約の方法につきましては、特命随意契約であります。

4億6千万という高額な事業費でありますから、本来であれば競争入札を行って、いくらかでもやっぱり事業費を圧縮すべきというふうに考えます。

このような特命随意契約に至った経過は色々あると思いますので、まず、その点について1点お聞かせ願いたいと思います。

2つ目であります、事業費の明細につきましてはですね、3月定例会で資料を頂きました。減災事業債と言う事で、ほぼ95%以上起債借り入れをする訳であります。

やっぱり色々な国や道の有利な制度をきちんと調べたのか、それとも本起債借り入れする事によって、例えば交付の後々、評価に当たって、交付税による措置がなされるのか、もし交付税措置がなされるとしたら何%の交付税措置がなされるのか、この点、2点を質問致します。

「総務課参事」

総務課参事。

(議長)

総務課参事。

「総務課参事」

あっ、おはようございます。（「おはようございます」の声。）

飯田議員から2点の質問があったかと思えます。

まず1点目ですが、特命随意契約に至った理由でございます。

町では、あの一防災情報伝達システムとして携帯電話網を活用したシステムを導入すると言う事で、令和5年度基本方針として実施設計を行ったところでございます。えー携帯電話網の管理に当たりましては、ソフトウェアの構築だったり、保守点検って言うのが必要になって来ますので、あともう1つ同時にアットインフォカナルっていう商品を活用して防災情報伝達システムを構築しようと思っております。

道内で実績を、あの他にも事業者がないか確認したんですが、道内で実績があった事業者がNTTでございましたので、こちらの業者の方に特命随意契約として契約させて頂いたものでございます。

2点目でございます。交付税措置でございます。あっすいません、財源措置についてでございます。

事業費の7割を緊防債（正：緊急防災・減災事業債）って言う、緊防債を使って構

築するものでございます。70%が交付税措置としてありまして、残り約1億ぐらいなんですけれども、こちらは町の負担として、町が負担するものとするものでございます。

以上でございます。

「飯田議員」

飯田議員。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい、ありがとうございました。

それでは再質問致しますが、この工事費の中にですね、屋外スキー、スピーカー28基を町内に設置をする訳であります。これにつきましてもですね、出来る事ならば、土木を含めて町内事業者の施工が可能かどうか、それは元請けの意思によるものだと思いますけれども、町として、その辺はどのように捉えているのかお答え願いたいと思います。

「総務課参事」

総務課参事。

(議長)

総務課参事。

「総務課参事」

はい。えーと町内事業者が参加出来る事かどうかと言う事の質問だった、質問であつたと思います。

私達も事業費として、大きな事業費でございますので、町内事業者が参入できる工事があれば、そちらの方は可能性を追求して行きたいなと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(議長)

よろしいですか。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第2号、委託契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第2号については、原案の通り可決されました。

(議長)

以上で、今臨時会に付議された事件については、全て議了致しました。

これで、会議を閉じます。

令和7年第3回江差町議会臨時会を閉会致します。

皆さんお疲れ様でした。

閉 会 10 : 28

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員